

家計急変世帯
への支援用

所得金額の求め方

保護者等全員の所得金額（給与その他の収入などの1年間の総収入額から必要経費を差し引いた金額）が表2（所得基準額表）の基準額以下であること。

※保護者等全員の収入が家計急変前より減少していることが必要。

※これは非課税世帯相当の基準額です。専攻科の所得割105,500円未満相当世帯及び所得割264,500円未満相当の多子世帯については、個別にお問合せください。

給与所得者 4人家族（父・母・本人・祖母）の例

本人の保護者等→親権者（両親）2名			家計急変後の 収入見込額	扶養人数
父	会社員	給与収入	2,000,000円	3人
母	パート従業員	給与収入	750,000円	0人
本人	県立高等学校	自宅通学	0円	0人
祖母	無職	年金収入	520,000円	0人

※ 父は会社員、母はパート。母、本人、祖母の3人を父が扶養している事例。

1 対象となる高校生等の保護者等（両親2名分）の所得金額を確認します。

※ 本人、祖母の家計急変状況報告書の提出は不要

(1) 父の場合

ア 表1（給与所得控除額の計算式）から

$$2,000,000\text{円（収入）} \times 0.3 + 80,000\text{円} = \underline{680,000\text{円（所得控除額）}}$$

イ 所得を求めます

$$2,000,000\text{円（収入）} - 680,000\text{円（所得控除額）} = 1,320,000\text{円}$$

※ 「その他の所得」（営業所得、不動産所得等）があれば上記の所得金額に加算します。

ウ 表2（所得基準額表）により、扶養人数は3人であり基準額（1,820,000円）以下となります。

(2) 母の場合

ア 表1（給与所得控除の計算式）から

$$750,000\text{円（収入）の場合} \quad \underline{550,000\text{円（所得控除額）}}$$

イ 所得を求めます

$$750,000\text{円} - 550,000\text{円} = 200,000\text{円}$$

(3) 父、母ともに基準額以下であるため、申請可能となります。

【参考】（令和7年度）

給与所得者以外（自営業・農業等） 3人家族（父・本人・妹）の例

本人の保護者等→父1名			家計急変後の 収入見込額	扶養人数
父	自営業者	営業所得	3,000,000円	2人
本人	私立高等学校	自宅通学	0円	0人
妹	中学生	自宅通学	0円	0人

※ 父は自営業。父が2子を扶養している事例。

I 対象となる高校生等の保護者等の所得金額を確認します。

※ 本人、妹の家計急変状況報告書の提出は不要

(1) 父は給与所得者ではないため、**表1**（給与所得の計算式）は使いません。

別途、保護者等から提出される「家計急変後の収入を証明する書類」により、必要経費（想定）を差し引いて所得金額を推計します。

$$3,000,000\text{円（収入）} - 1,650,000\text{円（必要経費）} = 1,350,000\text{円（所得）}$$

(2) **表2**（所得基準額表）により、扶養人数は2人であり基準額（1,470,000円）以下となります。

(3) 父が基準額以下であるため、申請可能となります。

表1 給与所得控除額の計算式

収入金額1,625,000円まで	550,000円
収入金額1,625,001円から1,800,000円まで	収入金額×40%－100,000円
収入金額1,800,001円から3,600,000円まで	収入金額×30%＋80,000円
収入金額3,600,001円から6,600,000円まで	収入金額×20%＋440,000円
収入金額6,600,001円から8,500,000円まで	収入金額×10%＋1,100,000円
収入金額8,500,001円以上	1,950,000円（上限）

表2 令和7年度福島県高校生等奨学給付金給付事業における所得基準額表

（控除対象配偶者ないし扶養親族の人数別所得基準額）

控除対象配偶者ないし 扶養親族の人数	基準となる総所得 金額等	控除対象配偶者ないし 扶養親族の人数	基準となる総所得 金額等
0人	450,000円	4人	2,170,000円
1人	1,120,000円	5人	2,520,000円
2人	1,470,000円	6人	2,870,000円
3人	1,820,000円		

※ 控除対象配偶者ないし扶養親族の人数が7人を超える場合は、1人増すごとに350,000円を控除対象配偶者ないし扶養親族の人数6人の場合の所得基準額に加算する。